

「保護者負担金 キャッシュレス決済」の 手続きについて

集金代行会社「アプラス」と業務委託契約を締結し、みずほ保育園 保護者負担金の「キャッシュレス決済」を始めます。 それに伴い、保護者の皆様には口座振替を行う『金融機関』の内容を記した「口座振替依頼書」の提出をお願いします。

なお 保護者負担金は毎月 27 日に引き落としされ、通帳には『AP（みずほバンク）』と記帳されます。（振替日が土日祝日の場合は翌営業日となります）

毎月 20 日頃、保護者の皆様には「請求書」をお渡しさせていただきます。

何かご不明な点がございましたら、みずほ保育園 職員にお尋ねください。

